

昭和六十年度

資料調査報告書 第十三集

―旧鳥取藩士岡崎家資料―

鳥取県立博物館

序にかえて

資料調査報告書第十三集は岡崎豊子氏寄贈の「旧鳥取藩士岡崎家資料」をとりあげた。

鳥取市に住む私たちが、岡崎平内と聞くとすぐに立派な髭の平内の顔がうかんでくる。勿論、私たちは写真でしか見たことはないのだが、初代鳥取市長であり、鳥取県再置運動に活躍して以来の彼の政治的活動は市民によく知られているからである。

さらに、市内馬場町に在った岡崎家の屋敷と建物は、住む人は変わっても長く岡崎屋敷・平内屋敷とよばれ、大震災・大火で城下町のおもかげを失った鳥取市の中で、わずかに武家屋敷の風情を残している処として市民に親しまれていたからでもある。

当館では、旧岡崎家の屋敷が整理された時、古い襖を五、六枚入手し、その下張をはがして、岡崎家に関係した文書を数十点ほど得たが、多くは截断された残欠であった。

岡崎家は、代々平内を名乗っているが、だいたい鳥取藩の財政に関係した人が多く、当館の所蔵する鳥取藩政資料の中に、財政関係資料が少ないだけに、岡崎家資料が残っていればと思っていた。しかし、岡崎家が鳥取を離れてから長い年月が経過しており、それを探索するすべもなかった。

岡崎豊子さんは、小田原市在住の眼科医である。父祖以来伝えられた雖井蛙流剣術にも並々ならぬ関心があり、当時の館長山根幸恵氏との御縁があつて昭和五十八年度に岡崎さんが所蔵されている鳥取関係の資料を御寄贈くださった。まだ充分な整理・調査が出来ているとはいえないが、中間報告をして、岡崎さんの御厚志に対し、感謝の意を表する次第である。

昭和六十一年三月

鳥取県立博物館長 松本 兵衛

目次

序にかえて……………	1
1 旧鳥取藩士岡崎家資料一覧表……………	2
2 旧鳥取藩士岡崎家資料仮目録……………	2
3 解題……………	12
・岡崎家について……………	
・岡崎家資料について……………	
4 資料紹介……………	15
・荒尾駿河成章書状……………	
・馬喰町御貸付金年賦返納猶予願案……………	
・借家請状……………	
・家屋敷永代売渡状……………	
5 兵法・武術関係資料について……………	19
6 資料写真……………	22
あとがき……………	24

1 旧鳥取藩士岡崎家資料一覽表

	件数	点数
I 文書・記録・写本	一六七	一八二
御用状・御用召状	四八	四八
諸家書状	一七	一七
財政関係及び勤向	五三	六三
家	二五	二五
近代	七	七
法制	三	三
茶華道	五	五
その他	九	一四
II 兵法・武術関係資料	九〇	一一四
兵法関係	四一	六二
馬術関係	二六	二七
劍術関係	一七	一八
弓術関係	三	三
繩術関係	一	一
水練関係	一	一
砲術関係	一	一
III 書画	三	三
IV 歴史資料	七	二二
計	二六七	三三一

2 旧鳥取藩士岡崎家資料仮目録

I 文書・記録・写本

御用状・御用召状

- 1 御用状 荒尾千葉之助 中村藤兵衛宛(岡崎安之助家督の御札・初御目見に登城のこと) (寛政元年) 八月十三日 一通
- 2 御用状 天野図書 吉田伴之右衛門宛(岡崎平蔵八東郡小別府在郷居年限中につき、病氣治療のため出府願許可通知) (文化元年) 十一月九日 一通
- 3 御用状(奉書) 天野図書 河尻甚兵衛宛(岡崎平蔵病氣につき弟八郎を急養子願聞届のこと) (文化元年) 十二月十三日 (奉書・包紙あり) 一通
- 4 御用召状 天野図書 加須屋与十郎・岡崎八郎宛(家督の御札に登城のこと) (文化二年) 六月二十五日 一通
- 5 御用状(奉書) 天野図書 愛洲百助宛(岡崎八郎、福家相左衛門娘を母の養女とし後に自分の妻とすることを許可) (文化六年) 正月十六日 (奉書・包紙あり) 一通
- 6 御用状 天野図書 岡崎八郎宛(当年詰江戸仰付、芝御用部屋番御膳奉行兼帯仰付) (文化八年) 三月六日・六月七日 三通
- 7 御用状 箕浦左馬助 岡崎平内宛(御徒頭仰付) 文化十三年六月十二・十三日 二通
- 8 御用状 和用豊前 岡崎平内宛(先度渡した判物に文化年中の判物写を添えて城へ持参のこと・御判物御渡し之御触写) (天

- 9 御用召状 荒尾伊勢 岡崎平内宛 (天保十一年) 十二月十二日 一通
- 10 御用召状 (先達て聞いた御省略方儀) 任せるから是非よく考えて遠慮なく意見を述べること (天保十二年閏正月七日) 一通
- 11 御用召状 和田豊前 岡崎平内宛(悴兵太郎召連登城のこと) (天保十三年) 十月十七日 一通
- 12 御用召状 和田豊前 岡崎平内宛(隠居御札に登城のこと) (天保十三年) 十月十九日 一通
- 13 御用召状 和田豊前 岡崎兵太郎宛(家督御札に登城のこと) (天保十三年) 十月十九日 一通
- 14 御用召状 和田豊前 (御判物御渡し之御触) 三月廿二日 二通
- 15 御用状 鷺見勘解由・荒木又之進・近藤頼藏・吉村牧右衛門・吉田平四郎 岡崎平内宛(退役願につき内意を伺ったところ思召もあるとのことにつき承知しておくこと) (天保十三年) 九月十日 一通
- 16 御用状 (岡崎兵太郎、御用支に付、差控御免) (嘉永元年) 十月廿七日 一通
- 17 御用状 荒尾千葉之助 笹尾鉄三郎宛(岡崎兵太郎、平内と改名を許可) (嘉永六年) 十二月十八日 一通
- 18 御用状 鶴殿大隅 岡崎平内宛(先達て御渡し之御羽織を武器預へ引渡すこと) (文久二年) 閏八月十四日 一通
- 19 御用召状 鶴殿大隅 岡崎平内宛(御認旗御渡しにつき学校へ出ることに) (文久三年) 九月朔日 一通

- 20 御用状 鶴殿大隅 岡崎平内宛(御台場手配民兵訓練等論し方御用として在出申付) (文久三年) 九月四日 一通
- 21 御用状 池田正親介 岡崎平内宛(元々役并銀札場長役兼帯御免) (明治元年) 三月十一日 一通
- 22 御用状 池田正親介 津田保太夫宛(悴兵太郎、荒尾清心齋に直訴不届につき父子差控・慎のところ差控・慎御免) (明治元年) 三月廿二日 一通
- 23 御用状 岩越作之右衛門・岡崎平内宛(岩越・岡崎、御用支につき差控御免) (年月日不明) 一通
- 24 御用状 大森十左衛門門弟岡崎八郎外二名宛(鎗術格別出精に付、御褒美として上一具宛下賜) (年月日不明) 一通
- 25 御用状 鶴殿主水介 岡崎平内宛(学校において西洋銃手続、足並訓練実施につき親組・銃頭・歩兵銃頭の面々稽古に出席のこと) (年不明) 閏四月廿七日 一通
- 26 御用状 鶴殿藤次郎 岡崎平内宛(江戸大崎下屋敷御用に付、幕府に差上の件通知) (年不明) 九月廿七日 一通
- 27 御用状 荒尾千葉之助 岩越次郎兵衛・岡崎平内宛(御上京御供の面々の旅費について御上賄として費用節減のこと) (年不明) 二月七日 一通
- 28 御用状 荒尾千葉之助 岩越次郎兵衛・岡崎平内宛(古海において甲冑訓練実施につき百五十石以下の者に持一人宛支給のこと) (年不明) 三月十四日 一通
- 29 御用状 荒尾千葉之助 岩越次郎兵衛・岡崎平内宛(京都警衛詰の面々詰中給写について) (年不明) 二月三日 一通
- 30 御用状 鶴殿藤輔 愛洲平作宛(引籠中道に難儀につき月代願い許可) (年不明) 九月十日 一通

- 31御用状 荒尾但馬 岩越次郎兵衛宛(大砲訓練浜坂において見分、岡崎平内と相談の上同所に出張すること) (年不明) 八月 一通
- 32御用状 荒尾但馬 岡崎平内宛(当分の間武器奉行請持のこと) (文久三年か元治元年) 七月廿四日 一通
- 33御用状 鶴殿主水介 岡崎平内宛(平内、悴兵太郎儀訓練懸り仰付) (年不明) 閏四月廿八日 一通
- 34御用状 鶴殿大隅 岡崎平内宛(海岸見分出張の雑用銀渡しのこと) (年不明) 十一月十四日 一通
- 35御用状(触状) (明晦六半時の御供揃にて御道途実施のこと) 一通
- 36御用状 荒尾千葉之助 岡崎平内宛(松平大膳大夫様御使者会釈人申付) (年不明) 十二月十一日 一通
- 37御用状 池田正親介 岡崎平内宛(学校において朝飯後神流提撃手続・銃陣訓練あり寄合以上親組とも稽古に出ること) (年不明) 五月十五日 一通
- 38御用状 荒尾但馬 岡崎平内宛(千葉之助留守中軍式請持を津田上総と交代することの通知) (年不明) 十一月廿四日 一通
- 39御用状 山住善藏 岡崎平内宛(年頭御礼請なされるに付、御奏者助を仰付られたこと) (年不明) 五月廿二日 一通
- 40御用召状 荒尾千葉之助 岡崎平内宛 (年不明) 十二月十七日 一通
- 41御用召状 鶴殿藤右衛門 岡崎平内宛 (年不明) 十月十五日 一通
- 42御用召状 鶴殿縫殿助 岡崎平内宛 (年不明) 三月廿六日 一通
- 43御用召状 荒尾志摩 岡崎平内宛 (年不明) 正月十一日 一通
- 44御用召状 荒尾千葉之助 岡崎平内宛(給所所付申渡) (年不明) 一通

- 45御用状 荒尾駿河 岡崎兵太郎宛 (年不明) 七月十日 一通
 - 46御用状 和田巻岐 岡崎平内宛 (年不明) 正月六日 一通
 - 47御用状 和田邦之助 岡崎平内宛 (年不明) 八月十日 一通
 - 48御用状 荒尾但馬 岡崎平内宛 (年不明) 七月廿一日 一通
- 諸家書状
- 49荒尾駿河成章書状 荒尾駿河 岡崎平内宛(京都米御沸騰につき大坂廻米を京都で払米とすることを関白殿より要請あり、一応断つたが他藩との関係もあるので諸藩元協議の上返答のこと) (慶応元年か) 六月十六日 一通
 - 50荒尾駿河成章書状 荒尾駿河 岡崎平内宛(水戸民部大輔様長々在京、入用増加難渋につき余儀なく兄弟で援助することになつたので二千両を京都へ送金してほしい) (慶応元年か) 四月廿九日 一通
 - 51荒尾駿河成章書状 荒尾駿河 岡崎平内宛(京都警衛詰渡し物増額につき札状) (年不明) 二月十四日 一通
 - 52荒尾駿河成章書状 荒尾駿河 岡崎平内宛(長征出張の渡物、京都詰の渡物、その他銀渡等々渡方、申越しの趣、委細承知の返書) (元治元年か) 十二月二〇日 一通
 - 53荒尾駿河成章書状 荒尾駿河 岡崎平内宛(京都詰御手当金調達の礼、銀主への贈物の件、帰坂を催す件、水戸民部大輔救助金先づ千両送金の件承知) (慶応元年) 九月廿九日 一通
 - 54荒尾駿河成章書状(上)書 荒尾駿河 岡崎平内宛(大坂表善八より書状、別紙を念のため披見に入れること) (年月不明) 十七日 一通

55別啓書 (当地(鳥取)に銭相場を立てることについて小仕置より要請があるが委細は貴様御帰坂の上で) (年月日不明)

財政関係及び動向

- 56善八世昌・幾右衛門書上 某善八・某幾右衛門 (岡崎)平内宛(大坂表の様子ミネケル簡買上の件等) (年不明) 正月廿日 一通
- 57(久松町住人某書上) 久松町 八代洲河岸某宛(年賦金五百両支払い延期を依頼、国元より廻金着次第支払う) (年不明) 六月三日 一通
- 58宗平書状 宗平(当務) (岡崎)平内宛(極密・廻米運送の件等) (年不明) 四月十七日 一通
- 59(荒尾)小八郎口上書 (荒尾)小八郎 (岡崎平内宛か) (年月日不明) 一通
- 60日野屋又一郎書状 日野屋又一郎玄雅 岡崎平内宛(暑中見舞) (年不明) 六月朔日 (折紙) 一通
- 61某氏書状 (越後口官軍へ加勢として一大隊出兵を要請) (明治元年(年月日不明)) 一通
- 62佐助書状写 佐助 貞之進宛(江戸・国許の扶持米送り等の処理について) (年不明) 八月十五日 一通
- 63石井十右衛門書状 石井十右衛門直温 (岡崎)平内宛(暑中見舞、長州不穩・国表人数損出のにつき繁用を見舞う) (慶応元年) 六月十二日 一通
- 64某女書状 (京都より国元の家族に家事のこと他国の様子を知らせる) (年不明) 九月九日 一通
- 65某氏書状残簡 (京都御側周旋方清一郎代次郎詰越につき役料等増額の要請) (年月日不明) 一通

- 66(三郡銀納所銀納高書上) 文政十一年より天保八年 一通
- 67(馬喰町御貸付金年賦返納猶豫願案) 松平因幡守内橋村弥兵衛 馬喰町貸付金会所宛 (年不明) 三月 一通
- 68(江戸詰中知行・扶持米渡し方の見積書) (年月日不明) 一通
- 69(勘定覚之書) (年月日不明) 一通
- 70御借財調(藩債) (嘉永六年か) 子年 五通
- 71(藩債に関する書上) (平野屋・鴻池・炭屋等大坂銀主に関する藩債) (年月日不明) 一通
- 72(大坂銀主への遺物覚) (年月日不明) 一通
- 73(勘定所役人等勤功申立書) 控 丑年暮 一通
- 74(勘定所役人等勤功申立書) 控 辰年暮 一通
- 75(藩債返済に関する調書) (年月日不明) 三通
- 76(丑年御米見積書) (年月日不明) 一通
- 77(地灘御蔵之有米書上) (年月日不明) 一通
- 78(八東郡小別府・気多郡大坪村高物成書) (年月日不明) 一通
- 79品々御渡銀大概 (年月日不明) 一通
- 80(馬喰町御貸付金元利返納延期願案) 松平因幡守内浅井忠右衛門 馬喰町貸付金会所宛 (年不明) 三月廿五日 一通
- 81(智頭郡土師谷・新見谷・南方村改正御仕法書控) (村々困窮につき銀納を七年に限り米納とする) 寛政十年八月三日 一通
- 82宝曆二年・文政十年御米積帳 宝曆二年・文政十年 一冊
- 83(浦手御用につき家老共出陣の手配見積案) (年月日不明) 一冊
- 84因州分御郡々他国より諸色買上并産物之品他国え売捌凡取調之控 辰年九月 一冊

- 85 (寸銀米村氏覚書) (田数之事・初積之覚・畝引検見之法・三損改之事、地改等々) (年月日不明) 一冊
- 86 二徳無量・天澤安養秘録 (御貸鈔御借入金加利息の積り) (年月日不明) 一冊
- 87 国用私記 安田七左衛門著 (写本) (年月日不明) 一冊
- 88 三損検見集 (年月日不明) 一冊
- 89 三御蔵御米調 (年月日不明) 一通
- 90 (馬問屋勤料引上願) 残欠 (年月日不明) 一通
- 91 (銀子拜借願案) (立寄り江戸急出足につき路銀等費用拜借願) (年月日不明) 一通
- 92 (中野権右衛門支配米復旧願案) 中野権右衛門 天保十二年十一月 一通
- 93 御着坂御欲其外到来物覚 卯年三月十五日より 一冊
- 94 (美作国内預地についての経緯書) (延享二年七月美作国内七万石余御預より宝暦四年十一月御預御免まで) 一通
- 95 (軍式・訓練に関する覚書) (年月日不明) 一通
- 96 (鉄砲見込書) (銃惣ノ四千挺、外ニ大砲四座、野戦砲三十二挺) (年月日不明) 一通
- 97 (御細工人並取立願) 片平東一(鍵細工人片平東一勤功書上) 文久三年十一月 一通
- 98 (御細工人並取立願) 片平又録(鎗柄細工師片平又録旧功書) 文久二年十一月 一通
- 99 (御細工人並取立願) 米原伊七(刀研師米原伊七旧功書) (文久二) 戊年十一月 一通
- 100 (御目見職人取立願) 中尾藤左衛門(仕立物細工師中尾藤左衛門) 天保九年十二月 一通
- 101 (格式並合取立願) 淡川弥四郎(張筒師淡川弥四郎旧功書) (文久三) 亥年十二月 一通
- 102 (格式並合取立願) 旧田市三郎(大工棟梁旧田市三郎旧功書) 文久三年十二月 一通
- 103 (惣御門内出火の節着到帳取計方勤方書写) 嘉永六年七月写一通 文政五年十月改 一紙
- 104 元日御礼席書 (年月日不明) 一紙
- 105 (儉約について仰出書) (儉約令・役料・仕人の支給・当子七月より来卯六月まで三年間半減のこと) (年月日不明) 一通
- 106 (藩治職制表) (明治二年か) 一通
- 107 (因伯郡々村数・郡高書上写) 永井伊賀守・小笠原山城守 松平相模守宛 寛文四年四月五日 一通
- 108 武家諸法度 天保九年二月廿一日 一通
- 109 (儉約に関する御触書) (年不明) 正月 一通
- 110 (海岸防備に関する御触書) (年不明) 正月 一通
- 111 (兵庫開港ニ付、交易商社設立に関する覚書) (交易商社頭取・肝煎・縮役等商社の人事) (年月日不明) 一通
- 112 (天保十三年御甲曹祝次第図写) (山住氏より借り写す) (年月日不明) 一枚
- 113 鳥府居住人員 文久二年七月調 一冊
- 114 (軍式改革意見書) (年月日不明) 一冊
- 115 (二宮元勳上書) (海防・財政に関する意見書) (年月日不明) 一冊
- 116 明治二年五月より御改正に付、被仰出書 (年月日不明) 一冊
- 117 (諸役人名前帳) 残欠 (年月日不明) 一冊
- 118 (池田系図) 写本残欠 (年月日不明) 一冊

家

- 119 (岡崎平太兵衛可治奉公書) 岡崎平太兵衛 岡崎安之助宛 宝永元年十月廿六日 一通
- 120 (岡崎平太兵衛奉公書) (年月日不明) 一通
- 121 平太兵衛・兵太郎・平内様御奉公書 寛政三年九月 一通
- 122 (御中小姓十人扶持方渡之覚) 内海二郎右衛門・村瀬忠左衛門宛 (岡崎喜右衛門以下十人) 寛文五年四月九日 一通
- 123 (御使番任命を諸方へ通知する文案) 岡崎兵太郎 (嘉永六年七月) 一通
- 124 (江戸請状・御連枝様へ御上状の書式書) 岡崎平太郎 (岡崎兵太郎使番仰付られ親御預の請状書式) (嘉永六年七月) 一通
- 125 (土産銀受取書) 有沢源右衛門 岡崎氏宛 天保九年十一月 一通
- 126 (門長屋建替御断書控) 天保十一年十一月廿七日 一通
- 127 (岡崎平内退役伺控) 岡崎平内 鷺見勘解由・荒木又之進他宛 (退役願を提出したので内意を伺ってほしい) (天保十三年) 九月八日 一通
- 128 (隠居願聞届につき仲間への通知文案) (平内隠居、兵太郎家督相続許可を仲間へ知らせる文言) (天保十三年) 一通
- 129 (御小袖下賜書付) (年月日不明) 一枚
- 130 諸事控 岡崎氏(道中諸入用、他諸入用控) 明治二年五月 一冊
- 131 (銀子請取状) 平ノ仲安 青木与三左衛門宛(松本主馬殿力を御預ヶ置候本銀也) 万治三年五月十四日 一通
- 132 (借家請状) 借主佐兵衛 岡崎平内様代 松屋喜右衛門宛 天保八年七月 一通
- 133 (家屋敷永代売渡状) 福島屋又四郎 岡崎平内様代 松屋喜右衛門 天保八年七月 一通
- 134 (家屋敷永代売渡状) 福島屋又四郎 岡崎平内様代 松屋喜右衛門 天保九年十二月 一通
- 135 (奉公人請状) 請人河宅重兵衛 岡崎平内様内 山田兵右衛門宛 天保九年十二月 一通
- 136 区長辞令 鳥取県 岡崎可親宛 明治九年八月廿六日 一通
- 137 (宛口米帳) 残欠 (岡崎家の所有田畑宛口米(地利米)帳) (明治十八年〜四十年) 一冊
- 138 宮内省主簿局長戸田氏共書状 伯爵戸田氏共 岡崎平内宛(隼の捕獲の件につき礼状) 明治三十七年八月廿九日 一通
- 139 隼馴仕入方法之事 岡崎平内筆 明治四十三年一月廿六日 一冊
- 140 東大鷹馴之事 岡崎平内筆 (年月日不明) 一冊
- 141 詠草一首 岡崎可之 (うれしさをなにととへむ梓弓……玉まきしこと) (年月日不明) 一紙
- 142 詩稿(擬早朝二題) 清貞 (年月日不明) 一紙
- 143 (年代記) (永和より貞享までの年号・改元と干支) (年月日不明) 一紙
- 144 準議事憲法詔書上 湯本文彦上書 明治七年八月十四日 一冊
- 145 開築網代港議 岡崎平内・田中政春 明治十七年八月 一冊
- 146 鳥取県因幡國岩井郡網代築港及蒲生川幹支測量図 (年月日不明) 二葉
- 147 因伯改脩線路連隊略図 (年月日不明) 一葉
- 148 (西南戦争鹿兒島城下焼失略図) (年月日不明) 二葉

近代

149 松根油調査書 明治四十一年十二月 二紙
260 奥田義人書状 奥田義人 岡崎平内宛 明治二十三年十二月二十七
日 (平内依頼の件(就職か)につき返書) 一通

188 御製曆象考成上編卷一・卷八 (書写本) (年月日不明) 二冊
189 紀効新書聞書二 (年月日不明) 横帳 一冊
190 算梯卷二・三・四 (書写本) (年月日不明) 三冊
191 帝國衆議院議員之真像 東京神田大盛館 (第一回衆議院議員選舉當
選者肖像画) 明治廿三年九月 (銅版印刷、破損あり)

法制

150 (公義御定書写) (年月日不明) 一冊
151 (公儀被仰出控) (元禄七年五月より延享四年三月) 一冊
258 御条目写 (鳥取藩在方関係条目的の写) 一冊

茶華道

152 茶会記 (年月日不明) 一通
153 茶道伝書 月松齋中山矩庵 岡崎兵太郎宛 (茶通箱本書) 一卷
154 茶道伝書 月松齋中山矩庵 岡崎兵太郎宛 (唐物点本書) 一卷
155 華道伝書 中野和通 岡崎兵太郎長政宛 (規条) 享保十二年九月七日 一卷
156 活花手引種 (木版本) 東都桂月園吉尾泰雅編 寛政十二年 一冊

257 関流和算免許状 (破損甚大) 一冊
259 和算書 (破損甚大) 一冊

II 兵法・武術関係資料

185 新校正山相秘録 (書写本) 佐藤元伯述 (「文政十年八月佐藤信
淵自ラ筆記シテ 根岸延貞(伝授スト云)」註記あり) 一冊
186 滑川談 (書写本) 塚田多門述 寛政七年冬 安田象吉成叔写 (年月日不明) 一冊
187 濃州雅敵討全七卷 (書写本) (年月日不明) 三冊

157 武門要鑑抄 (書写本) (号会伝・手配伝) (年月日不明) 二冊
158 武門要鑑抄 (書写本) (将権伝・国政伝) (年月日不明) 二冊
159 武門要鑑抄 (書写本) (碎身七伝陣取、備押、司会伝二冊・一騎
伝・防戦伝・碎身七伝全) (年月日不明) 七冊
160 主将要務集 (書写本) (年月日不明) 八冊
161 兵録卷一 (書写本) (年月日不明) 一冊
162 兵録卷三 (書写本) (年月日不明) 一冊
163 師鑑專要 (書写本) (年月日不明) 三冊
164 兵学小識卷一 (書写本) (年月日不明) 一冊
165 要門 (書写本) (上杉流兵学) (年月日不明) 二冊
166 融通三味煎濃単的の引合其品々分レタル次第 (書写本) (年月日不明) 一冊
167 (竹栄先生剣道古金言集) (書写本) (年月日不明) 一冊

その他

175 器械 (書写本) (幕軍鼓陣員・持楯・車楯・鉄小屋楯・長持小屋・
鉄馬上楯) (年月日不明) 一冊
176 甲冑伝授之卷 (書写本) (年月日不明) 二冊
177 鎧伝授之卷 (書写本) (年月日不明) 三冊
178 煩隊歩法分操之卷中 (書写本) (年月日不明) 一冊
179 四正四奇陣法図解完 (書写本) (年月日不明) 一冊
180 饋糧略計五 (書写本) (年月日不明) 一冊
181 (鑓に関する覚書) (返過・鑓留メ) (年月日不明) 一冊
182 極意伝授之式本 (年月日不明) (折本) 一冊
183 (高嶋秋帆上書) (写本) (年月日不明) 一冊
184 武用弁略 (木版本) 木下義俊編 (鷹犬之弁) 正徳二年刊 一冊

237 単騎要略他 横帳和綴 一三・八×二〇・三 卷子 一卷
238 師鑑專要 不明 伊丹酒造之助 写本 一冊
239 天理武具幕之卷 岡崎可之 上杉謙信輝虎：略：佐治一伯入道景嶺
文化二年 卷子 一卷
240 軍用第一着具巻目録 和綴 一九・八×一三・六 写本 一冊
241 天理武具旗旗之巻 佐治一伯入道景嶺 佐治一伯入道謙信輝虎
文化二年 卷子 一卷
243 向上極意之方 不明 上泉武蔵守信綱：略：津田伝兵衛長道
文久三年四月 卷子 一卷
244 師鑑專要・陣借之巻 岡崎平内 上野圀上泉武蔵守：略：安養寺又
安政二年卯正月五日 卷子 一卷
245 天理武具倅挑之巻 岡崎可之 上杉謙信輝虎：略：佐治一伯入道景
嶺 文化二年 卷子 一冊
246 向上極意之方 馬淵与八郎 高坂理右衛門景隆 享保十九年 一紙
安政七年庚申孟秋五月写 写本 一通
247 運氣之大秘事 天保十四年卯 卷子 写本 一卷
248 山本勘介晴幸兵法大星目録 岡崎平内 隠岐久兵衛義一
安政四年己七月 卷子 一卷

168 御墨附 (書写本) (上杉流兵学書)

169 軍配之図 (年月日不明) 仮とじ 一冊
173 當鉄要録 (書写本) (年月日不明) 一枚
174 会器伝授之巻 (書写本) (軍配・再配串・軍扇・軍鞭將凡・查) (年月日不明) 一冊
175 器械 (書写本) (幕軍鼓陣員・持楯・車楯・鉄小屋楯・長持小屋・
鉄馬上楯) (年月日不明) 一冊
176 甲冑伝授之巻 (書写本) (年月日不明) 二冊
177 鎧伝授之巻 (書写本) (年月日不明) 三冊
178 煩隊歩法分操之巻中 (書写本) (年月日不明) 一冊
179 四正四奇陣法図解完 (書写本) (年月日不明) 一冊
180 饋糧略計五 (書写本) (年月日不明) 一冊
181 (鑓に関する覚書) (返過・鑓留メ) (年月日不明) 一冊
182 極意伝授之式本 (年月日不明) (折本) 一冊
183 (高嶋秋帆上書) (写本) (年月日不明) 一冊
184 武用弁略 (木版本) 木下義俊編 (鷹犬之弁) 正徳二年刊 一冊
229 鞆緒留小形 (掃陳緒留・出陳討死ノ時用之) 一冊
230 天理武具大鼓巻 岡崎可之 佐治一伯入道景嶺 文化二年 卷子 三通
231 要門遍唄切紙 岡崎可之 佐治一伯入道景嶺 文化二年 卷子 一卷
232 向上極意之方也 岡崎平内 代筆伊丹酒造之助貞直 一巻
安政四年九月九日 卷子 一卷
235 智木戟丘図 岡崎可之 上杉謙信輝虎：略：佐治一伯入道景嶺

馬術関係

192 馬道事免状 岡田仙左衛門 池田治部助 享保十五年七月 卷子
193 當流初段拾九ヶ條 岡田信平 清水勝左衛門 享保七年三月 卷子
194 當流初段拾九ヶ條 中山長三郎 宮脇平右衛門 文化二年亥六月 一卷

- 195 大坪流乘馬秘術書 不明 清水庄左衛門 享保十年己二月五日 卷子 一卷
- 196 大坪流免狀 岡田作平 清水勝左衛門 享保七年三月 卷子 一卷
- 197 大坪流馬秘事三態之図 一紙 一通
- 198 馬齒型・年令別 卷子 一卷
- 199 八幡流馬術實證文之事 不明 高木外記他二十名 嘉永七年甲寅十一月 卷子 一卷
- 200 作法之卷(馬術) 岡崎平内 箕浦貞太郎 明治廿九年八月 卷子 一卷
- 201 當流手綱之秘奥寛 岡田作平 荒木志摩守安志 荒木十左衛門尉元 滿一依藤孫兵衛一高嶋甚之丞道重一清水勝左衛門 享保七年寅三月 八條流 一冊
- 202 上口面押掛馬 岡崎平内 近藤治兵衛正次 略 箕浦貞太郎元行 明治廿九年八月 八條流 一冊
- 203 當流初傳之秘事 岡崎平内 箕浦貞太郎元行 明治廿九年八月 八條流 二通
- 204 當流系傳 岡崎平内 箕浦貞太郎元行 明治廿九年八月廿一日 八條流 一紙
- 205 效鶴傳 福家留次郎 遠藤十太夫保胤 嘉永二年己酉五月 卷子 一卷
- 206 上悪中好下用 岡崎兵太郎 乾八次郎 弘化四年未正月 卷子 一卷
- 207 神鞭之卷 岡崎平内 箕浦貞太郎 明治廿九年八月廿一日 卷子 一卷
- 208 御出陣御下乗故實 岡崎平内 箕浦貞太郎元行 明治廿九年八月 卷子 一卷
- 217 雖井蛙流平法夢想萬勝之卷 不明 岡崎平内 明治廿三年庚子六月 卷子 一卷
- 218 雖井蛙流平法利集卷 岡崎平内 加藤鄭美 明治廿三年五月 卷子 一卷
- 219 雖井蛙流平法夢想秘極卷 岡崎平内 宮崎貞藏正功 明治廿九年五月 卷子 一卷
- 220 雖井蛙流平法誓紙卷 卷子 一卷
- 221 雖井蛙流平法允可 岡崎平内 深尾角馬 略 宮崎貞藏正功 明治廿九年五月 折紙 二通
- 222 雖井蛙流平法利集之卷授与 岡崎平内 加藤鄭美 明治廿三年五月 折紙(懸紙) 一通
- 223 井蛙正傳 和綴 岡崎氏藏 写本 一冊
- 224 井蛙正傳語海 岡崎平内 河合興七郎元寿 明治廿九年六月 和綴 一冊
- 225 理方得心流 岡崎鉄之介 遠藤十太夫 寛政十一年己未二月 卷子 一卷
- 226 理方得心流觀字之卷 岡崎平藏 遠藤十太夫 寛政五年孟夏 卷子 一卷
- 227 理方得心流擊刀中段心法 岡田仙藏 二代正統原勇直温 天保八年丁酉二月 卷子 一卷
- 228 理方得心流 遠藤十太夫保胤 岡崎平藏 寛政十一年己未二月 卷子 一卷

弓術関係

- 249 弓之図 卷紙 一卷
- 250 日置流弓許之事 岡崎兵太郎 伴道雪 略 吉田源五右衛門 卷紙 一卷

- 209 遠馬秘傳集 岡崎平内 箕浦貞太郎元行 明治廿九年八月 卷子 一卷
 - 210 鞭之図 卷紙 一卷
 - 170 (馬術二十箇条深秘伝抄) (書写本)
 - 171 療馬知要卷上・下 (書写本) (年月日不明) 飯とじ 一冊
 - 172 馬書秘伝 (書写本) (伊呂波歌馬書) (年月日不明) 一冊
 - 233 馬見心得之卷 不明 中山所兵衛矩繩 嘉永二年正月 卷子 一卷
 - 234 百騎之馬上武者分 卷子 写本 一卷
 - 236 療馬知要卷之上下 不明 中山所兵衛矩繩 嘉永二年正月 卷子 写本 一卷
 - 242 馬毛分馬具之卷 中山所兵衛矩繩 不明 嘉永二年三月 卷子 一卷
- 劍術関係
- 211 表拾式名 伊藤彦兵衛 薩摩國愛宕山伏覺尊坊 略 小松権左衛門 文化十一年十一月四日 卷子 一卷
 - 212 伊東流長刀中極意上術 岡田仙藏 山内善兵衛俊正 天保六年八月 卷子 一卷
 - 214 鏡新明知流二之目 寛周藏 曾根慶三郎繁延 天保十五年五月 卷子 一卷
 - 215 北辰一刀流劍術稽古肝要之卷 岡崎可盛 砂川喜武 明治四二年六月 卷子 一卷
 - 216 雖井蛙流平法夢想秘極之卷 岡崎平内 河合興七郎元寿 明治廿六年申五月 卷子 一卷
- III 書画
- 254 岡崎平内可觀像 遠藤董筆 (絹本着色) 一幅
 - 255 松平直政公初陣図 遠藤董筆 (絹本着色) 一幅
 - 256 伊東碧海 (提督) 書扇額 一面
- III 繩術関係
- 213 一傳流繩目錄之次第 岡崎安之助 堀傳左衛門之安 寛延四年辛未七月 卷子 一卷
- 水練関係
- 252 神伝流兵法初段免狀 (附録共) 岡崎兵太郎 皇朝水軍宗師徳布家 彌・後藤勘九郎 慶応元年六月 折紙 一通
- IV 歴史資料
- 1 算盤(鳥取藩勘定頭・元ノ役岡崎平内愛用) 箱付 一台
 - 2 御判物箱 一箱
 - 3 御銀札場御用状箱 一箱
 - 4 殿中杖(銀装) 一杖

5 海松 (黒さんご) 製杖
6 海柳 (白さんご) 製杖
7 印章 (双樞亭藏書印他)

一杖
一杖
十六個

3 解題

ここに取上げた「旧鳥取藩士岡崎家資料」とは、旧鳥取藩士岡崎家に伝わり、子孫である岡崎豊子氏から昭和58年2月と59年2月の二度にわたり当館に寄贈いただいた資料群をいう。

最初に寄贈いただいた際、資料のありかたから「文書・記録・写本」・「美術伝書」・「画軸・什器」に大きく分類した。これは岡崎家資料の場合、美術伝書の量が多く、またまとまっており、他の資料が系統的に残っていないのに対し特徴的だからである。その後二度目の寄贈を受けたが、点数がわずかであるため、文書等は、当初の分類に付加え、印章・杖は什器とあわせて「歴史資料」とした。また、当初の分類のうち兵書関係の写本を美術伝書とあわせ「兵法・武術関係資料」とした。そのため目録の構成が「文書・記録・写本」「兵法・武術関係資料」「書画」「歴史資料」となっている。今回の刊行にあたっては、寄贈当時の目録を尊重し、整理番号の変更を行っていない。これは既に資料を登録し番号順に整理しているため、番号の変更等による混乱をさけるためである。したがって、取り急ぎ作成した目録で問題点もあるが御寛容いただきたい。

● 岡崎家について

寄贈者岡崎豊子氏の祖父にあたる岡崎平内(可観)は、初代鳥取市長・衆議院議員などをつとめ、明治期の県政界に大きな役割を果たした人物である。岡崎平内を生んだ岡崎家は、寛文年間に召出され、以後七代にわたり鳥取藩に仕えた武家で、平内はその七代にあたり廃藩置県をむかえた。当館が所蔵している「岡崎可観家譜」により、岡崎

家の歴史を概観しておこう。

岡崎家の祖先は、津山の森美作守忠政の臣で御国御仕置の職にあつた松本多兵衛である。その粹松本主馬は、多兵衛死後の知行高に不満を持ち大坂へ出て浪人し、名を岡崎理兵衛と改めた。のち、知頭郡坂原村青木左仲知行所へ引越し、寛文七年(一六六七)に病死した。

その子岡崎平太兵衛は、寛文五年(一六六五)に御仲小姓として召出され、四人扶持三拾俵を給された。(平太兵衛は、青木左仲甥と記されており、父理兵衛は兄弟の縁をたよって坂原村に土着したことがわかる)その後平太兵衛は、御普請奉行・御馬具奉行・邑美郡代官などをつとめ、正徳四年(一七一四)病死した。この平太兵衛が岡崎家の初代である。

二代平太郎は、宝永四年(一七〇七)父の名代として御仲小姓加番となり、その後、御近習、御膳奉行、裏判御吟味役、再び御近習と歴任し、宝暦三年(一七五三)病死した。

三代平内は、父の跡式六人扶持五拾俵を相続し、明和六年(一七六九)から御郡奉行、安永八年(一七七九)から御勘定頭となり、天明二年(一七八二)には二百石を給せられた。天明八年(一七八八)に病死している。

四代文蔵は、二百石を相続したが、文化元年(一八〇四)、病氣悪化により弟八郎を急養子として同年死亡した。

五代八郎(後平内)は、養子のため五十石召上げられ、百五十石を給された。文化八年(一八一)に江戸芝御部屋御番・御膳奉行となるが、翌年には御免となり、のちには日野郡出鉄御用懸りから在御吟味役・御勝手方長役御銀札場兼帯と、藩財政の中核を歩む。文政十三年(一八三〇)には元ノ役となり、同年二百石を給され、天保四年には三百石、天保十二年には五百石と石高を上昇させた。

六代千尋は天保十三年(一八四二)、隠居した父にかわり家督を相続し、安政四年に御軍式御用取扱に任ぜられて以後、軍事指揮の面で活躍する。元治元年(一八六四)には元ノ役となり、産物会所・銀札場の長役も兼ね、財政の面でも力をふるった。千尋は幕末明治維新の中で、鳥取藩のため金策に奔走し、飛ぶ鳥も落す程の威勢があつたという。明治二年(一八六九)正月但馬守様附人を命ぜられる。但馬守とは播州福本藩主池田徳潤のことである。福本藩はこの年十二月鳥取藩に合併された。

七代可観は、明治元年(一八六八)、家老荒尾清心齋が上京の途中、直訴するという事件をおこし謹慎を命ぜられる。血氣盛んな青年岡崎平内をほうふつとさせる事件である。のち許されて、直衝隊の別隊長を仰付られ、軍事指揮の点で活躍する。その間明治三年(一八七〇)に家督を相続している。翌年鳥取県より練兵懸りの職を免じられている。以上が家譜より判明するが、その後の岡崎平内は、明治六年(一八七三)「愛国社」に入り民権運動に参加するが、明治九年には陸軍省に入省。まもなく帰郷し「共立社」に入って活動し、日野郡長・島根県会議員・議長となり、「愛護会」の県再置運動に会長として尽力した。明治十四年の鳥取県再置後、初代鳥取県会議長となり、さらに、明治二十一年初代鳥取市長、ついで国会開設後衆議院議員に選出された。そして国会議員を辞任。西伯・岩美郡長、市参事会委員などを歴任したが、当時の知事と意見が合わず、公職を辞任し、以後閑雲野鶴を共にし狩猟を楽しんでいたという。大正六年に没した。その跡は息可盛が継いだ。

● 岡崎家資料について

最初に述べた通り、岡崎家資料にはまとまった文書群は美術伝書類

のみで、資料の残り方には偶然の要素が強い。

しかし、岡崎家の代々が御勘定頭・御勝手方長役、御銀札場役、元
ノ役等を勤め、鳥取藩財政の中核にあっただけに、断片的に残った資
料の中にも注目すべきものも多くある。

たとえば、六代平内に宛てられた家老荒尾駿河成章の書状は、元治・
慶応期の鳥取藩の動向とその財政関係を知る手がかりを与えてくれる
資料である。また、資料六六から八二の資料は鳥取藩の藩債に関する
史料であり、今後詳細な検討を加えなければならぬ資料である。

また、八四の「因州分御郡々他国より諸色買上井産物之品他国之売
捌凡取調之控」は幕末期の鳥取藩産業経済史料として貴重であり、八
七「国用私記」は鳥取藩宝暦改革の推進者安田七左衛門の建策書の写
本である。八五は表紙に「寸鎮米村」とだけあるが、「寸鎮米村氏覚書」
と標題を付した。内容は田敷之事、穀積之覚・畝引検見之法、三損改
之事、地改等、在方支配関係の資料であり、八八の「三損検見集」も同
様の在方支配の実務に関するものである。三代平内は明和六年に郡奉
行を勤め、五代平内も在御吟味役を勤めるなど、在方関係の役職に関
するとともに、勘定頭、元ノ役等財政の中核にいた人も多かったに、
それ等の人々に関係したこれ等の資料も鳥取藩の在方実務を知る上で
大切な資料になると考えられる。

岡崎家の資料の中で、もう一つ特色があるものに和算関係資料があ
った。岡崎家は三代平内が御勘定頭を勤め、それ以来、代々藩の財政
の中核に在ったから算勘の事に関心の深い人もあつたであろう。岡崎
家資料の中に和算関係資料は一九〇・二五七・二五九と断片的にしか残
っていないが、岡崎家の和算書は大正七年に十二冊、昭和五十六年に
三十五冊が日本学士院に寄贈されており、大正三年には関流算術伝書
二部拾二冊も同じく日本学士院に寄贈されている。参考までにその目

4 資料紹介

●50 荒尾駿河成章書状

以態飛申入候。薄暑之候ニ候処、先以君上倍御機嫌能遊御座、恐
悦至極御同意奉存候。今次弥御替り茂無之御在坂シ珍重不斜存候。引
続種々御用多御配慮不少儀、致達察候。

扱先達ニ致御内話候、水戸民部大輔様長々御在京ニ有之処、追々御
入用も相増候処、兼水戸表之御模様御承知之通り故、金穀共一同御
仕向無之故、是迄者種々御操合セニ相来候得共、此節ニ至り被成方も
無之、必至之御困窮実ニ無御扱御様子有之趣、依之先達ニ御兄弟様
方江御金談・御無心被御進候訳柄も有之候得共、御家ニ者旧冬三百
俵も被進ニ相成、其上長討御出勢ニ付面者、莫大之御出方実ニ御操合
付不申、程々次第、御互ニ心痛ニ罷在候儀ニ付、御不操合之処を以、
御先方御家老迄程々右断置候処、猶又先頃御内使参り候節、猶又御内
談申参り候得共、種々御断申述置候。然ル処、実ニ御差支之趣ニ付、
御捨置難被成御場合も有之、其上備前公・浜田・嶋原・一橋公者素方
御相成ニ御救助被成進候趣ニ相聞へ御家方強ニ御断被御進候処も御不
本意、又無御余儀御差支を乍御承知、御捨置被成候も如何ニも可有之、
実ニ御困窮無御扱御模様ニ相聞候ニ付、色々申談合、御不操合之折柄ニ
者候得共、不外成御方様故、此度一向御話し通り金貳千兩被成進ニ相
成候様申談合、且又御内意も相伺相濟候ニ付、其表ニ如何様共御都合
御考合、急ニ京都表江御廻金有之様格別ニ御取計可被下候。

万々之巨細之訳柄も有之候得共、中々難盡筆紙候間、追御御着之
上御直話可申入候条、呉々も御都合御考合、急ニ御取斗可被下候。此

録を載せておく。

岡崎家寄贈和算書目録（日本学士院蔵）

- 一 西洋流奥儀大鑑 一冊
 - 一 病題明致法三条 一冊
 - 一 算梯整書二 一冊
 - 一 曆理図解卷ノ一 一冊
 - 一 開平術 一冊
 - 一 推五星法 一冊
 - 一 弧背密術 一冊
 - 一 階梯算法 上中下 一冊
 - 一 方程招差秘術 一冊
 - 一 題術辨議之法 一冊
 - 一 算梯七之卷術書 一冊
 - 一 円法 一冊
 - 一 兼濟堂纂刻梅勿庵先生曆算全書（刊本） 全三十三冊
 - 一 算法綴術 卷之六 最上流会田安明編（写本） 全一冊
 - 一 御製曆象考成 上編（写本） 全一冊
- 岡崎家資料が、岡崎家の東京移住等によって散逸し、その全体が知
り得ないのは残念であるが、しかし、僅かに残った資料も前述のよう
に貴重である。

次にいくつかの興味深い資料をピックアップして解説することに
よつて、岡崎家資料の特徴を提示したい。また、兵法武術関係資料につ
いては、後章で解説するためここでは触れない。

段為可申入、態飛差立候間、左様御承知可被下候。先者右通申入度如
斯有之候。恐惶謹言。

四月廿九日

荒屋駿河

成章（花押）

岡崎平内様

尚以前文之趣実ニ無御扱御場合と者乍申、御家不操合之折柄故、御
救助被進候御場合ニも無之、御互ニ心痛罷在候御勝手ニ付、成る丈ケ
程能御断申入度、種々愚考致し候得共、実ニ御先方も無御扱御差支、
此度主水介罷帰り委細同人申聞候処、御捨置難被成訳柄も有之ニ付、
無扱右式千兩被進之処、御取斗之儀申入候間、呉々も心配意とハ存候
得共、其表ニ色々御都合御取斗、京都表江御廻金可被下様致し度存
候。

御先方者、御借入之御談シニ者候得共、迎も其処ニハ参リ不申、被
進切之処ニ取斗候心得故、左様御承知置可被下候、何レ余者追御帰
着之上御話し可申入候。呉々も急ニ御取斗可被下候。

扱又此節ハ嘸々御銀主御出會、当節柄其表人氣合等如何哉色々御配
意之儀と致達察、何レ重便与候。以上。

この書状は、京都詰の家老荒尾駿河から大坂の元ノ役岡崎平内に宛
てた手紙である。荒尾駿河の京都詰の期間から考えて、慶応二年かと
推定される。荒尾駿河は、内部事情から江戸での生活が困窮している
水戸家に対し、援助金二千兩を工面して送金することを依頼している。
水戸徳川家の当主は慶篤で、鳥取藩主池田慶徳は弟にあたる。また、
「備前公（岡山・池田茂政） 浜田（松平武聰） 嶋原（松平忠和） 一橋
公（徳川慶喜）」も、全て徳川斉昭の子、慶篤の弟にあたる。水戸家は

兄弟の縁をたよつて金の無心を行っていることがわかり、鳥取藩としても援助金を出さざるを得なかつた。53荒尾駿河成章書状では、岡崎平内が水戸家救助金として千両送金したことが記されている。

●67 (馬喰町御貸付金年賦返納猶予願案)

因幡守勝手向之儀者、從來不如意ニ御座候上、去巴年方昨亥年迄七ヶ年之間、年々半高余亦は七八分ノ損毛引統極々難渡仕居、家中扶助等も行届兼分限相応之借地被申付、其外諸向取縮メ候得共引足兼、役人共痛心仕候。

且又 御住居御普請向ニ付、定用之外年々莫大之入用相嵩、其外品々臨時差湊 必至差支難渡之次第奉歎願、馬喰町拜借元金貳万兩当子年分御利金共元利六拾ヶ年賦上納奉願候処、出格之御憐愍を以元利五拾ヶ年上納被 仰付、難有仕合奉存候間、昨亥年分御利金上納残り八百兩余之分、早々上納可仕管ニ兼テ奉申上置候間、其段國許ニ追々及掛合候処、前條永年賦被 仰付難有仕合奉存候間、如何様共調達急束上納可仕管ニ御座候処、当年之儀も春以来雨天勝冷気強ク虫入等多ク田畑共違作取納も相減シ、其上大坂表銀主共方從來借財高相嵩、出金等不行届ニ御座候処、当暮 泰姫君様御引移被為在候付、定式之外臨時金別段頼入置候処、大坂表米相場案外下落仕、引受居候金高之内、半高断方ニ相成 御引移前ニ差掛リ、國元役人共一同当惑仕候。

乍去万侶差置 御移前後之御入用御差支無御座候様、役人共昼夜心痛仕罷在、依之当暮定式入用之見當も附候場合無御座候間、上納方等も何様行届兼、極々当惑仕候。

依之餘り勝手ケ間敷申上方奉恐入候得共、蝦夷金代り元金千兩并御利金其外昨亥年分上納残り之御利金八百兩余之分共合、元利金当子年方五拾ヶ年賦上納被 仰付被下候様奉願候。左候得は上納方相減シ候

間、國元方着金口待居候処、前文中上候次第ニ付、何様当月之内調達方行届兼、尤是上出精仕三月中旬頃迄之内ニは是非之調達可仕趣、且新規式万兩口元利昨子年秋五拾ヶ年賦上納被 仰付、莫太之 御仁恵と難有仕合奉存候間、右年賦元利金子年分千四百貳拾兩余は心至之才覚を以、三月中旬頃頃元利出出、廿日後迄之内江戸表着金三月廿五日限ニ無相違上納出来候様、急度出精可仕候間、前条奉申上候。蝦夷金代り元金千兩御利金共、其外一昨亥年分未納利金八百兩余、合元利金千九百兩余之分、当丑年方元利五拾ヶ年賦上納被 仰付被下置候様、可奉歎願趣、國元役人共一同方申越し、乍去同様之申上方奉恐入候間、蝦夷金代り昨子年分御利金丈ケは差操、馬喰町御役所へ、明日上納可仕候。其餘昨子年分年賦元利金千四百貳拾兩余之儀は、前書奉申上候通り三月廿五日限急度上納可仕候間、蝦夷金代り元金千兩一昨亥年分未納利金八百兩余合金千八百兩余当丑年方元利金五拾ヶ年賦ニ上納被仰付被下置候様奉願候。

右願之通被 仰付被下置候得は、 御仁恵之程難有仕合存候間、以來内外如何様之儀御座候共不抱、年賦上納方等無滞年々急度上納可仕候、何卒御出格之奉願候処、願之通御日延御猶預被成下、難有仕合奉存候間、從國元着金相待居候処、一昨廿三日飛脚参着ニて送り金手違之筋出来、乍去四月七日八日迄之内、江戸表着金仕候旨申越し候。尤無相違儀ニ付、今一応御出格之御勘弁を以、四月十日迄御猶預奉願候。子年分年賦元利金千四百兩余四月十日限り上納相済候上、亥年分未納利金上納方頃合奉歎願度候。何卒今度限り如願御開濟被成下候様、偏奉願候。以上。

三月

松平因幡守内 猶村孫兵衛

間、如何様共差操無滞年賦上納出来 御仁恵之程難有仕合奉存候間、何卒出格之 御憐愍を以、願之通御開濟被成下置候様奉願候処、右様永年賦上納之儀難被 仰付、併段々歎願申上候次第も御座候間、厚御勘弁を以、前書口々之分十二月下旬迄御猶予被成下、難有仕合奉存候間、此節上納可仕管ニ御座候得共、前書申上候通、極々差支、其上御引移後臨時日々差湊、役人共一同心痛仕候。

依之当秋元金貳万兩高右元利共年賦上納当子年分上納も行届兼、深重恐入候間、此節國元ニ追々及掛合候得共、國元之儀は前条申上候仕合ニ付、急束調達出来兼候間、来丑三月迄年賦元利并亥年分残り八百兩余蝦夷金代り御利金共口々上納方御猶予被成下候様奉願候。

何卒御出格之御訳柄を以、右願之通御開濟被成下候様、旧臘奉願候処、右様御猶予は難被 仰付、併段々奉歎願候趣も有之、一時之皆納は出来兼可申哉ニ付、右口々之内一口は如何様ニも差操、此節上納可仕管御附札を以被 仰渡御達之趣、重々恐入奉畏候間、如何様共差操上納可仕管ニ御座候処、前条申上候通、去暮以来莫太之臨時入用ニ付、御引移前後之御入用ニも差支居候場合ニ御座候間、是上申上候も恐入候得共、今一応御出格之御厚評を以三月中旬迄口々御猶予奉願候。此度御達之趣猶又國元ニ急束及懸合右頃合迄ニは是非之上納可仕候間、何卒出格之 御憐愍を以、上納方口々三月中旬迄御猶予被成下候様、再心奉願候処、上納方口々之内、一口は早々上納仕候得は、其餘は御猶予も被成下候ニ付、如何様共差操上納可仕管被 仰渡、重々難有奉畏候。然ル上は如何様共調達上納可仕管ニ御座候得共、前書申上候仕合ニ付差向之処、可仕様無御座、乍去同様之歎願筋奉恐入候間、前書口々之内ニて一口は当月廿五日限り上納可仕候。其餘之分は其節ニ至り猶亦奉歎願度候。

何卒御出格之御勘弁を以、当月廿五日迄御猶預被成下候様奉願置候

(資料中Aの部分より以下は書きたされたもので、元の資料は以下の文が続く)

御憐愍を以願之御開濟被成下候様、偏奉歎願候。以上

二月

松平因幡守内

猶村孫兵衛

(貼紙)

書面ニ御貸附元金千兩并掛り候去子年分利金百八兩余之分、此節相納、其餘同年分年賦元利金千四百貳拾兩は当三月廿五日限り上納可有之ニ付、前書元金千兩并去々亥年分納残り金八百五拾八兩余之分共、当丑方元利五拾ヶ年賦上納ニ被 仰付度旨、尚又被申立候処、右残利金は是迄度々相違候処、去子年被相納候積り故、元金之分同年分年賦納被成下候処、納方初年方延納之上右亥年分名利金又々永年賦被申立候は、何共不相當ニ有之、難相整。

尤右元金千兩納方差支候ハ、別段貸渡可申候間、右を以直ニ可被相納、且年賦元利金も追々延納ニは候得共、前書百八兩余当二月下旬納済候ニ付、勘弁之上、当三月廿五日迄御猶預為承届置可申候間、夫々無相違相納、亥年分残利金納頃合申立候様可被取斗候。

発給人の猶村孫兵衛の勤向などから天保十二年と推定される。文書中に「当末年」が後段では「当丑年」になっており、何回かにわたつて書き継がれていることがわかる。馬喰町御貸付金会所は、幕府の、大名家等を対象とする貸付金の役所で、鳥取藩でも多額の貸付を受けていた。しかし返済には困っており、本資料を見ても、返済猶予のため苦勞していることがわかる。岡崎家資料には、幕府や大坂銀主への借銀

の関係資料として、他に70・71・72・75・80・86がある。

● 132 (借家請状)

借家請状之事

一此佐兵衛と申者慥成^ル仁^ニ付、此度江崎町上ノ丁西側貳間口御借家借受住居仕候内、私請人^ニ相立申候処実正明白^ニ御座候、然^ル上右佐兵衛儀^ニ付、如何様之六ヶ敷義出来仕候共、私罷出早速埒明、御家主様^ニ少しも御難儀懸申間敷事。
一御法度之切支丹・悲田宗不受不施^ニても無御座候。宗旨ハ代々浄土宗^ニて真教寺旦那^ニ紛無御座候。則寺手形ヲ取、目代所へ差出し置候事。

一御法度之鉄砲所持不仕候、并売買質物等取次為致申間敷事
一男女出合宿、博奕諸勝負之宿為致申間敷事。
一町方諸役其外何^ニ不寄、下知ヲ相守、火之元用心第一之事
一家賃定之通卷ケ月正銀六匁宛相拂可申候。若少し^ニても不足仕候節は、請人方相立可申候、且又御家御入用之節ハ何時^ニても為呼可申候。其節行所無御座候得ハ、受人手前^ニ引取可申候。右之趣承知仕候。此紙面之外何事^ニても六ヶ敷儀出来仕候御ハ、私罷出急度埒明ケ可申候。依^テ借家請状如件。

天保八年

借主 佐兵衛[㊦]

酉ノ七月日

受人 立川壱丁目紙屋

豊吉[㊦]

受人江崎町

新十郎[㊦]

松屋 喜右衛門殿

岡崎平内様名代

松屋喜右衛門殿

天保八年と九年に作成されたこの文書は、岡崎家の家としての経営の一端をのぞかせる資料である。前者では借家主として、後者では家屋敷の買主として岡崎家はあらわれるが、共に名代として松屋喜右衛門の名が見える。岡崎家の家政に商人と思われる松屋が介在していることが興味深い。また、134(家屋敷永代売渡状)とあわせ、借家・売買の対象となっているのは江崎町内である。江崎町は城のすぐ東にあり、中級家臣の屋敷が多いが、藩初から町人居住区があり特殊な町である。岡崎家は江崎町に拝領屋敷を持っているが、文書の中にあらわれた家屋敷との関係はよくわからない。

● 133 (家屋敷代売渡状)

永代売渡し申家屋敷事

一江崎町堅丁筋御東側表拾六間裏行拾七間之家屋敷、私所持^ニて御座候処、此度代銀札壹貫貳百八拾目^ニ永代売渡し、代銀慥^ニ請取申候処実正明白^ニ御座候。然^ル上ハ此家屋敷之義^ニ付、子々孫々至迄異乱申者無御座候。万一横合方彼是と申者御座候節ハ、此書物ヲ以、急度御詰劄可被成候、為其町内役判取相渡し申候。仍て為後日念之永代売券状如件

天保九年戊十二月

福嶋屋

又四郎[㊦]

岡崎平内様名代

松屋 吉右衛門殿

前書之通相違無御座段承届候上ハ、免哉角と申者無御座候。仍て銘々奥書印形如件

組合

長右衛門[㊦]

弥七[㊦]

文次郎[㊦]

吉蔵[㊦]

鳴屋 伝兵衛[㊦]

組頭山田屋 幸左衛門[㊦]

目代安井屋 源蔵[㊦]

多紀屋 清平[㊦]

戊十二月

岡崎平内様名代

松屋 喜右衛門殿

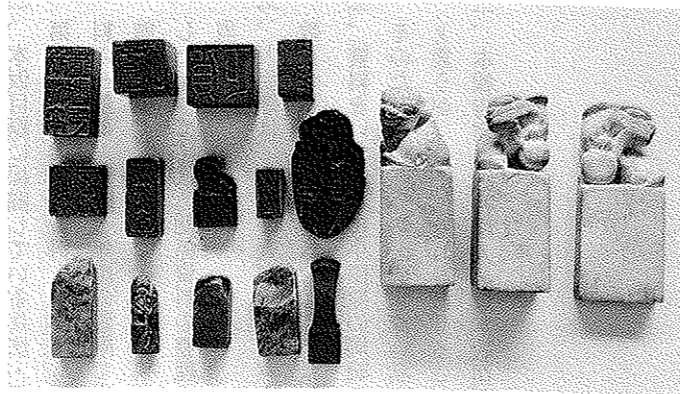
5 兵法・武術関係資料について

岡崎家には、邸内に「双権館」と称する剣道の道場があった。主宰者は岡崎平内(可観)で、もと邸内にあった養蚕場を改造して道場としたものであったという。岡崎豊子さんの話だと市内近辺はもとより各地から剣道家が集まって来たという。

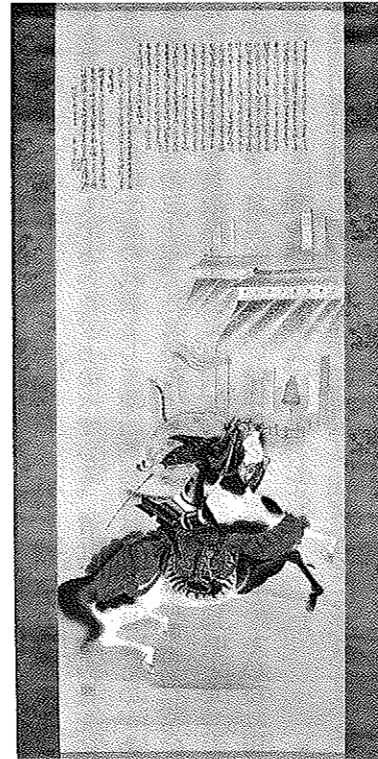
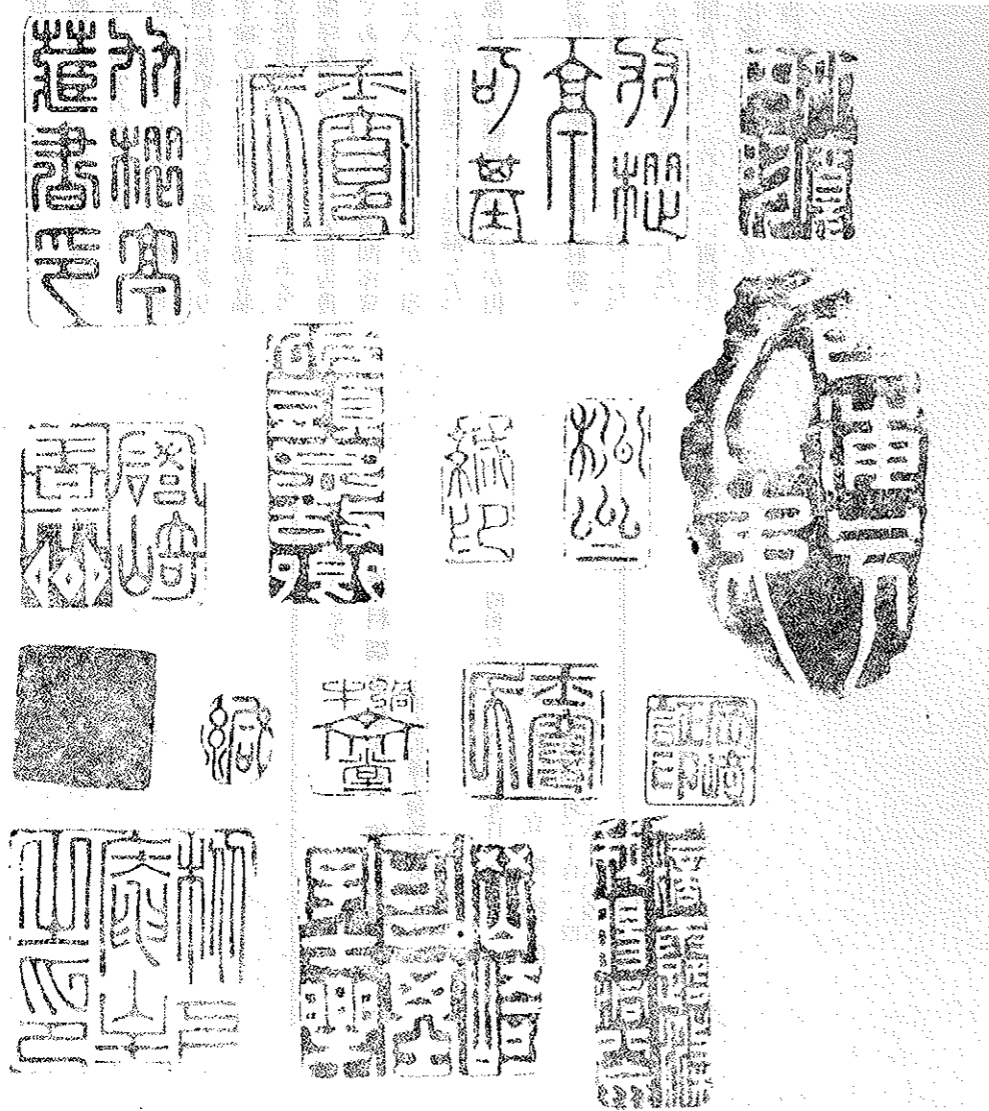
「双権館」の名称の由来は、岡崎邸内に二本の大きな樅の木があり、屋敷の一屋を「双樅亭」とよんでいたということに由来する。岡崎家資料の中にも「双樅亭」・「双樅亭蔵書印」・「双樅亭可基」の印章が遺っている。これからすると双樅亭は、六代平内可基にはじまるものと考えることが出来る。

ところで、平内可基は、安政四年八月御軍式御用取扱いを命じられ、さらに文久元年五月には御軍式方頭取助になり翌二年閏八月には武器奉行を兼務することとなった。このような経歴からして平内可基が軍学・兵学に関心をもつようになったのは当然であり、その上同じ月の廿一日には「其方儀・兵学御相手被仰付旨仰出候」とあるように藩主の兵学修業の相手を勤めることになったから、より一層兵学・軍学の研鑽に努めなければならなかった。

とはいえ、岡崎家資料の中の兵学書は、系統的に残在している訳ではない。むしろ、鷲見文庫、箕浦文庫の方が量的には多いのである。ところで、鳥取藩は、藩士の兵法武道の修学鍛練は早くから軌道にのつたといわれるが、鳥取藩の兵法武道について石岡久夫氏は「鳥取藩の兵法学は岡山系の上泉流が上泉義郷から高坂景長(勝興)に伝えられ、初代藩主光伸のとき承応三年(一六五四)に景長が岡山から招聘されて以来、幕末までその道統が継続した。江戸末期頃には鳥取藩士



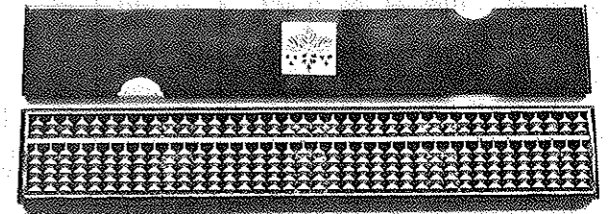
歴史資料7 印章 (下はその印影)



255 松平直政公初陣図



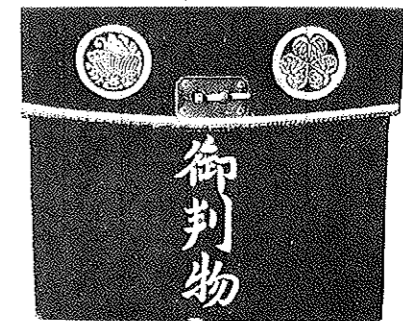
254 岡崎平内可観像



歴史資料1 算盤



歴史資料3 御銀札場御用状箱



歴史資料2 御判物箱

あとがき

- 一、岡崎家資料は五七年・五八年と二年度にわたって寄贈をうけた。寄贈資料は、当館に入荷ごとに一応の整理を行い、整理番号を附して、寄贈手続をしたため、仮目録の番号に多少の移動がある。
- 一、岡崎家資料目録は、資料の内容的検討をさらに実施する必要がある。その結果、分類項目のたて方、分類に変更を生じる場合もありうると思われる。この目録は、寄贈手続の時に作成した目録を基礎としたので、「旧鳥取藩士岡崎家資料仮目録」とした次第である。
- 一、本仮目録に採録している兵法・武術関係資料の一部は、本報告書第十集「武道関係資料」の中にも載せてある。つまり、武道関係資料の一部は、五十七年度の段階で当館に入っており、報告書が、当館の収集・所蔵する武道関係資料であったから急拠これも採録した。したがって、武道関係資料の整理の一部は当時の職員山根文字が担当した。
- 一、仮目録は、文書の表題・作成者・受給者・内容略記・年代・形態・数量の順で記し、推定又は整理者の記述は原則として（ ）を附した。
- 一、資料をいただきますに小田原の岡崎さんの宅に二度おうかがいした。そのたびにいろいろと興味深い話をお聞きした。これもよい資料だと思うが、ここにそれを載せることが出来ないのが残念である。
- 一、本報告書は福井淳人・坂本敬司が担当した。

昭和六十年度

資料調査報告書 第十三集

旧鳥取藩士岡崎家資料

昭和六十一年三月二十九日 発行

鳥取県立博物館

〒680 鳥取市東町二丁目二二四

電話 二六一八〇四五